新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年２月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第３号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第35条関係）
<table>
<tr><th>所在市</th><th>名　　称</th><th>使用料（月額）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新　潟　市</td><td>文 京 町 住 宅</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表（第35条関係）
<table>
<tr><th>所在市</th><th>名　　称</th><th>使用料（月額）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">新　潟　市</td><td>文 京 町 住 宅</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>藤 見 町 住 宅</td><td>屋根あり
6,400円
屋根なし
5,700円</td></tr>
<tr><td>石 山 第 一 住 宅</td><td>5,100円</td></tr>
<tr><td>汐 見 台 住 宅</td><td>3,300円</td></tr>
<tr><td>石 山 第 二 住 宅</td><td>5,100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。